

特定非営利活動法人 音楽文化ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人音楽文化ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年及び児童並びに広く一般市民に対して、生まれた地域や家庭環境にかかわらず音楽の演奏及び音楽教育の機会を提供することにより、芸術文化への理解を深めるとともに、音楽を通じた学びと豊かな感性の育成を図り、健全な育成及び相互交流の促進により、広く公益の文化、芸術等の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業のために充当するものとする。

- (1) 青少年及び児童を対象とした音楽教育及び演奏指導事業
- (2) オーケストラ、合唱その他の演奏活動を通じた音楽教育事業
- (3) 音楽文化の普及及び啓発事業
- (4) 音楽を通じた国際交流の推進を目的とする事業
- (5) 音楽関連団体に対する連絡、助言又は援助事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有するもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、積極的に活動を支援・協力するために入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有しないもの

~~~~~

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める方法により申し込み、理事長の承認を得るものとする。

2 理事長は、申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、入会を承認しない場合には、速やかにその理由を示して申込者に通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(退会)

第10条 会員は、理事長に対し退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員(社員)を含む会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正会員が退会届を提出したとき

(2) 会員である個人が死亡したとき、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき

(3) 正会員が支払期限を経過しても会費を納入せず、理事長から2か月以上の相当期間を定めて督促を受けたにもかかわらず、なお滞納したとき

(4) 除名の決議が確定したとき

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) 法令又はこの定款に違反したとき

(2) この法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき

(3) この法人の目的に反する重大な行為を行ったとき

2 除名の議決に先立ち、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 除名決議の結果は、書面又は電磁的方法により本人に通知しなければならない。

4 除名の効力は、前項の通知が到達した時に生じる。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

~~~~~

(役員を選任)

第14条 役員は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 この法人の役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故その他により職務遂行不能のときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、社員総会又は所轄庁に報告すること

(4) 報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし、ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期の伸長をする。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものがかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として著しく不適当な行為があったとき

2 解任にあたっては、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、社員総会の議決を経て報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第 21 条 この法人に、理事会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、専門的知見又は経験に基づき、理事長の求めに応じて助言を行うものとし、議決権を有しない。

(職員)

第 22 条 この法人に、事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が理事会の議決を経て任免し、理事長の指揮監督を受けて職務を行う。

(事務局)

第 23 条 この法人は、法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 5 章 社員総会

(構成)

第 24 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 26 条 社員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

(招集)

第 27 条 社員総会は、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 10 日前までに正会員に対し通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 社員総会の議長は、当該社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 社員総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は平等とする。

2 社員総会は対面による開催を原則とする。ただし、社員総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法による表決を認める。

3 電磁的方法による表決には、電子メール、WEB フォーム、オンライン会議システムを利用した表決を含む。

4 社員総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 事業計画及び活動予算の立案

(3) 事業の執行に関する事項

(4) 役員の職務分担

(5) 事務局及びプロジェクトチームの設置及び運営

(6) その他社員総会の議決を要しない会務の執行

(開催)

~~~~~

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の過半数以上から、会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の7日前までに各理事及び監事に通知する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長が議長を務める。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議決)

第40条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面評決者にあたっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

### (資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

### (会計の原則)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

### (予算の変更)

第47条 この法人は、事業年度の途中において活動予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更については、理事会の議決により行うことができる。

- (1) 同一事業内において、事業計画の変更を伴わない支出科目間の流用
- (2) 当該事業の予算総額の20%以内の増減変更
- (3) 1件50万円以内の契約金額の変更

3 理事長は、理事会の議決により予算の軽微な変更を行ったときは、次の社員総会においてその内容を報告しなければならない。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録その他決算関係書類は、毎事業年度終了後速やかに監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、社員総会の承認を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(会計責任者)

第 50 条 この法人は、事務局に会計責任者を置く。

2 会計責任者は、理事会の議決を経て理事長が任命する。

3 会計責任者は、活動計算書等の作成その他会計実務を統括する。

## 第 8 章 情報公開

(情報公開)

第 51 条 この法人は、特定非営利活動促進法第 28 条に定めるところにより、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、正会員その他の利害関係人に対し閲覧させなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 活動計算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(5) 役員名簿

(6) 定款

(7) その他法令の定める書類

2 一般の者から前項各号の書類について閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

3 前各項の閲覧方法等について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会計書類等の WEB 公開)

第 52 条 この法人は、前条第 1 項各号に掲げる書類について、毎事業年度終了後遅滞なく、この法人のホームページその他の適切な方法により継続的に公開するものとする。

2 前項の書類の公開期間は、少なくとも 5 年間とする。

3 公開方法その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載にて行う。



## 第9章 定款の変更、解散手続及び残余財産

### (定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第55条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項各号に掲げる事由により解散する。  
2 社員総会の決議による解散は、正会員総数の4分の3以上の多数による議決をもって行う。  
3 理事長は、解散の決議があったときは、法令の定めるところにより、速やかに所轄庁に届け出なければならない。

### (清算人の選任)

第56条 この法人が解散したときは、社員総会の議決を経て清算人を選任する。  
2 清算人は、特定非営利活動促進法その他関係法令の定めるところにより、清算に係る一切の事務を処理する。

### (清算の手続)

第57条 清算人は、就任後遅滞なく財産目録及び貸借対照表を作成し、理事会の確認を受けた上で、社員総会に報告しなければならない。  
2 清算人は、債権の取立て、債務の弁済その他清算に必要な行為を行い、その経過及び結果を社員総会に報告する。  
3 清算事務が終了したときは、清算人は、清算終了の登記を行い、かつ、所轄庁に届け出なければならない。

### (残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散したときに残存する財産は、国、地方公共団体又は認定特定非営利活動法人のうちから、社員総会の議決により定めた者に帰属させるものとする。  
2 帰属先は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる法人に限るものとする。

### (合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

附則

- 1 本定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 岡 雅夫  
副理事長 梶田 慶太  
理事 堀畑 尚之  
監事 太田 照代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金は徴収しない
  - (2) 正会員（個人） 年会費 2,000 円
  - (3) 正会員（団体） 年会費 15,000 円
  - (4) 賛助会員（個人又は団体） 年会費 1 口 10,000 円以上